

財政学の対象と方法

加 藤 一 郎

The Domain and Methodology of Public Finance

Ichiro KATO

Summary

In this paper, Japanese books written after 1990, which focus on the study of public finance are examined mainly from the viewpoint of the domain and methodology. The selection concentrates on the general study of public finance, not on singular themes such as tax, government bonds, welfare finance, local public finance. The most general domains of the public finance are the activities of the state and local authorities.

Determining the scopes of government (public sector) and public activities, are indispensable in order to define domains of the public finance. The government of what period and what scale should be examined as the domain and considering the difference between private economic activities and public activities is needed..

Although public financial activities come under the jurisdiction of the government, they are in essence nothing but economic activities. On the other hand public economical activities are performed through political processes such as the assembly, searching for public benefit for society as a whole. They are not performed through the market mechanism by the personal or corporate motivations.

Some tend to insist on the same way of private economic activities, while others tend to emphasis on the original way of public finance. This argument has been made for a considerable time and continues to the present revealing new points at issue.

I はじめに

本稿は、主として1990年以降^{*1}に書かれた日本の財政学の本が、財政学の対象と方法をどのように捉えているかを検討したものである。取り上げたものには、講義ノートを本にしたものもあれば、高い水準の先駆的な業績もある。ここでは、内容の専門性の水準については関係なく、租税論、公債論、福祉財政、あるいは地方財政論といった個別のテーマを取り上げているのではなく、財政学全般に渡って論じているものを取り上げた。

1990年以降に書かれた日本の財政学の本を対象にした理由は、すべての時代の各国の財政学の本を対象にすることは困難であるという実際的な理由を除けば、日本の財政学が他の国、たとえばアメリカの財政学とは異なった特徴を持っており^{*2}、また、1990年以降、日本の財政学の内容も大きく変化してきたように思われるからである^{*3}。

II 財政学の対象

財政学は、いうまでもなく財政の学問（科学）である。したがって、財政学の定義は財政の定義から始まる。財政の定義において、最も一般的なものは、国や地方公共団体など政府（公的部門）の経済活動とするものである^{*4}。

この定義から始めると、当然問題になってくるのが、政府（公的部門）とは何か、経済活動とは何かということである。

1. 政府の歴史性とその範囲

まず、政府とは何かを検討しよう。ここで検討すべき課題は2点ある。ひとつは、財政学が対象とする政府はどの時代の政府かという、いわば政府の歴史性であり、もうひとつは、どこまでを政府とするかという、政府の範囲についてである。

1) 政府の歴史性

国家は、原始時代の部族国家や古代の都市国家など古くから存在する^{*5}。この点からすれば、原始時代・古代から財政活動があったと見なせないことはない。しかし、一般的には、近代国家、議会制民主主義を前提とする資本主義国家を対象とする^{*6}。それ以前の国家や社会主義国家の財政について論じられることがないというのではないが、少なくとも本稿で取り上げた本は、議会制民主主義を前提とする資本主義国家の財政を対象としている。

しかし、資本主義国家といっても長い歴史を持ち、一様に論じることはできない。そこで、「現代」国家に財政学の対象を絞る場合もある。その時の、「現代」の絞り方は2通りある。1つは、

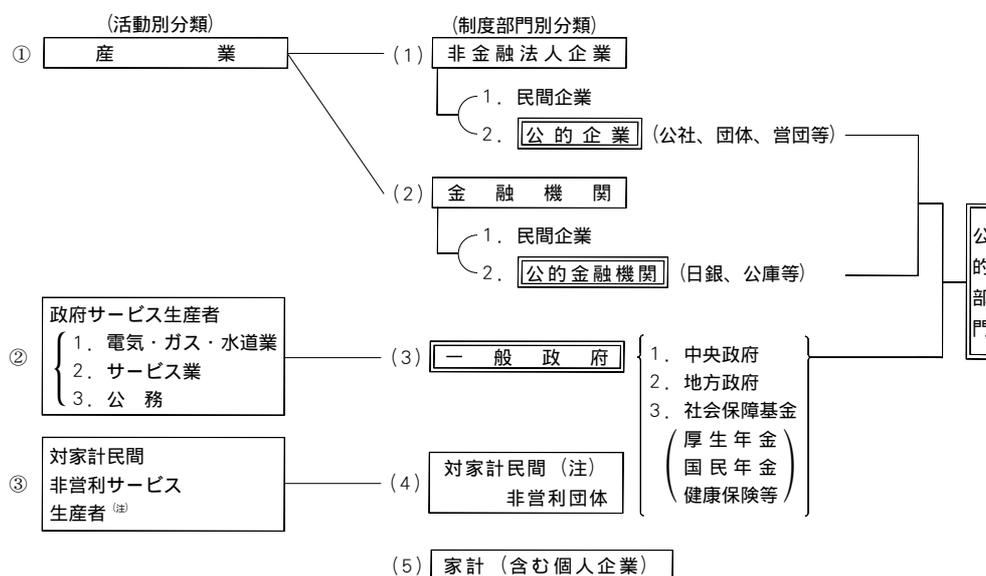
第二次世界大戦後の、国家の経済的役割が拡大し、民間の経済活動とともに、国民経済の不可欠の構成要素となった、混合経済の時代の財政を「現代」財政と位置づけるものである^{*7}。もう1つは、さらに「現代」を限定して、財政赤字の拡大、公債残高の累増など「政府の失敗」が指摘されるようになった時期とするものである^{*8}。

したがって、財政学で取り上げる政府は、歴史的視点から古代や封建社会の政府を取り上げるか、あるいは体制的な視点から社会主義社会の政府を取り上げるといった場合を除き、資本主義社会の政府であり、その中でも政府の経済活動が国民経済において極めて大きな位置を持つ現代について論じるなら、第2次大戦後の混合経済における政府であり、あるいはこうして出来上がった大きな政府の失敗が問題とされている1970年代以降の政府ということになる。

2) 政府の範囲

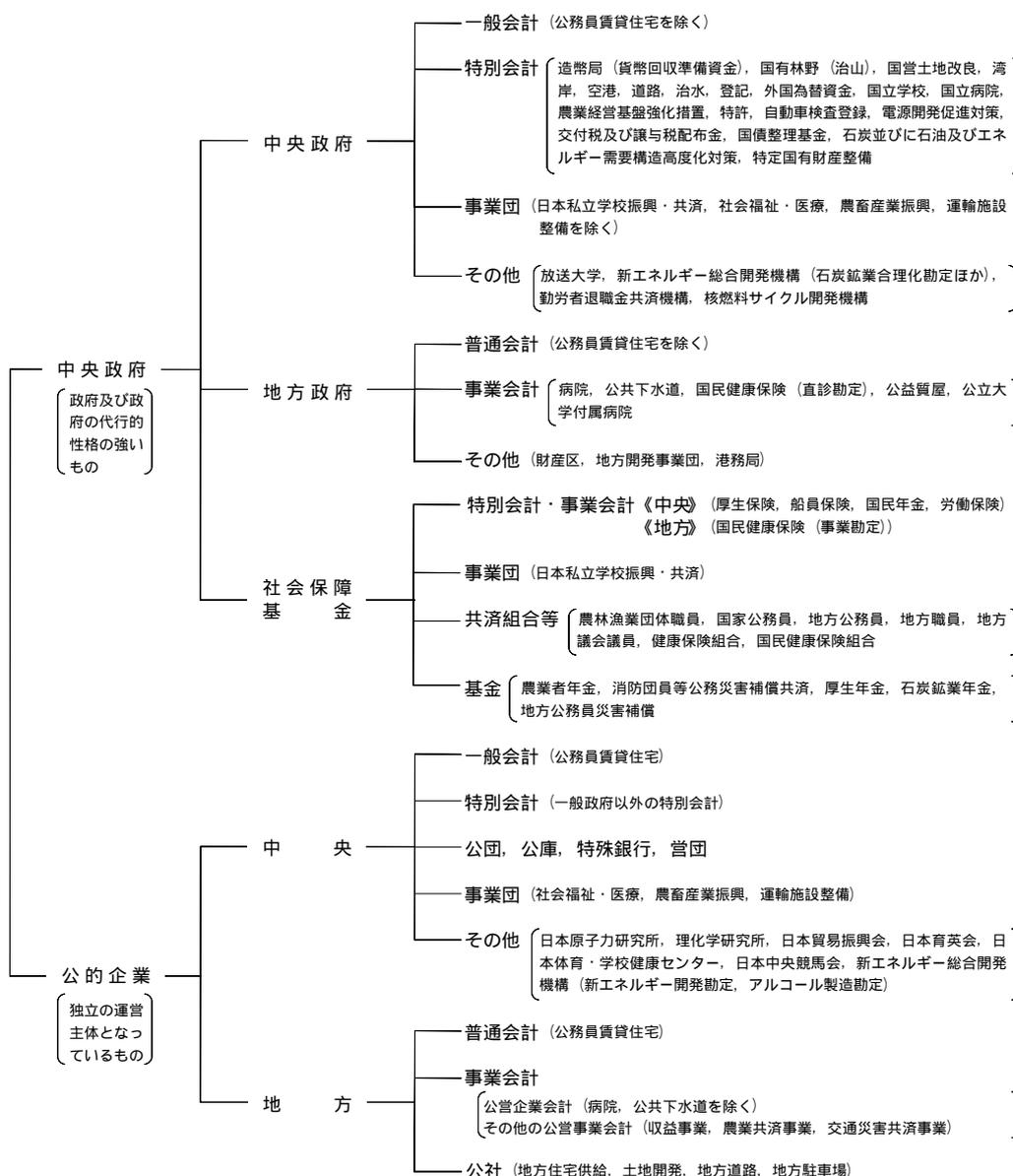
次に、政府の範囲について検討しよう。すでにふれたように、財政の定義において、最も一般的なものは、国や地方公共団体など政府（公的部門）の経済活動とするものである。ここで問題になるのは、政府と公的部門の範囲である。公的部門の範囲を、統計的に見ていく場合、最もよく使われるのが、図1と図2に示したSNA（国民経済計算）によるものである。

図1 新SNAにおける取引主体の分類



(注) 他の方法では効率的に提供しえない社会的、公共的サービスを利益追求を旨とすることなく家計へ提供する団体を対家計民間非営利団体といい、これを生産者として把握する場合、対家計民間非営利サービス生産者と呼ぶ。具体的には、労働組合、政党、宗教団体等のほか、特定の病院及び私立学校のすべてがこれに含まれる。

図2 政府の範囲と分類



(注) 93SNA の導入にとまいない、政府部門の範囲についても一部見直しが行われる予定。
 出所：竹内洋編〔2000〕43 ページ

ここでは、公的部門は一般政府と公的企業に分けられる。財政学の対象を公的企業を含む公的部門全体と見なすのか、それとも公的企業を除く一般政府に限るのかという問題がある。これには、公的部門全体を対象とするという見解^{*9}と公的部門を除く一般政府に限るとする見解^{*10}の両方がある。また、一般政府の中でも国家に限定するという見解^{*11}もある。さらに、一般政府を中心として、これに公的企業を加えるという見解^{*12}や、公的部門をグレイゾーンと位置づける見解^{*13}もある。

財政の対象を家計、企業と並ぶ経済主体の1つとしての政府の経済活動と見なせば、ここには当然公的企業が含まれる。それに対して、家計、企業と異なる財政の特徴、たとえば課税権、議会統制など^{*14}を厳格にあてはめて財政を定義すれば、公的企業を除く一般政府に限定されるだろう。さらに、地方財政と区別して財政を論じるとすれば、国家財政に限定されるだろう。

本稿で取り上げた1990年以降の本39冊の中では、公的企業（政府企業）を章の表題につけたものは肥後和夫編 [1993] だけであるが、公的企業に対する投融資活動を行ってきた財政投融資について、目次の小見出でふれているものは、財政の対象から公的企業を除くとする和田八束 [1995] を含めて22冊ある。この22冊中には、たとえば政府間財政関係などという表現のものも含めて、広い意味で地方財政についても論じているものが18冊あり、地方財政については論じず、財政投融資についてのみふれているのが4冊である。なお、財政投融資についてはふれず、地方財政についてのみふれているのは9冊ある。したがって、何らかの形で地方財政についてふれているものは27冊である。そして、財政投融資についても、地方財政についてもふれていないのは8冊である。全体に地方財政のウエイトが高いといえる。

2, 経済活動の性格

これまで、財政は政府の経済活動であるとし、政府について検討してきた。次に、その政府の経済活動の性格について検討しよう。政府も、民間の企業や家計と同様に、「財源を調達し、それを消費し、投資や融資を行い、財産を所有し管理するといった経済活動を営んでいる。」（重森暁他 [1998] 1ページ）わけで、この点だけでは、民間の経済活動と変わらないといえる。

しかし、「民間部門の経済活動が自発的な取引で行われ、経済主体が相手側に強制することがないのに対して、政府が登場するときには、政府が一方的強制力を持つことが多い。この典型的な事例は課税」（貝塚啓明・宮島洋 [1995] 11ページ）である。

課税に代表される強制力を持つ経済活動を政府が行うのは、その活動目的が企業や家計の民間部門と異なるからである。企業は利潤の最大化、家計は効用の最大化といった、それぞれの経済主体の個別的な目的のために活動するが、政府は社会的要求を充足するために活動する。

個別的な目的で活動する企業や家計の民間部門では、財・サービスや労働力の提供によって、その対価として必要な財源を獲得する価格機構が機能する。しかし、社会的要求の充足を目指す、政

府による財・サービス等の提供は、必ずしもその対価を求めない。したがって、必要な財源を獲得する価格機構が有効に機能せず、財源は租税のような強制行為をともなって獲得される。

だが、政府の強制力の行使は、民主主義国家においては、主権者である国民の同意が必要である。したがって、課税はいうまでもなく、国債の発行、そして政府支出全体が、主権者の代表によって構成される議会の審議と承認を受けた予算に基づいて行われるのである^{*15}。つまり財政民主主義が基本なのである^{*16}。

さて、財政は政府の経済活動を対象とするものであって、政府活動すべてを対象とするものではない^{*17}。その意味で、政治ではない。しかし、政府の活動は外交、軍事などをも含む広い意味での政治活動である。財政は、その政治活動を行うための財源を獲得し、管理、支出する行為である。したがって、政治に深くかかわる経済活動といえる。こうした点に注目し、財政を経済と政治の接点と位置づける見解もある^{*18}。

Ⅲ 財政学の方法

これまで述べてきたように、財政学の対象については、幾つかの見解の相違があるものの、政府の経済活動を対象にするという点で、多くの本が共通している。それに対して、財政学の方法についての見解は極めて多様で、ある意味で、対照的ですがあるように思われる。

財政が、政府の経済活動という、経済活動ではあるが、企業や家計の民間部門とは異なった特徴を持つ経済活動であるため、財政の理論は、市場の経済理論と異なる面をもたざるを得ない^{*19}、という認識も多くあるが、財政理論にも市場の経済理論を適用すべきとする理論も強い。

あるいは、こうした相対立する見解が併存するところに、財政学の特徴があるといえるのかも知れない。

1. 2つの国家観^{*20}と利益説・能力説

財政学は、政府の経済活動を対象とするものであるが、この対象となる政府に対する考え方、すなわち国家観が、財政学の方法論に大きな影響を与えている。この国家観には、2つの立場がある。1つは個人主義的・功利主義的国家観であり、もう1つは集団主義的・有機体的国家観である。

個人主義的・功利主義的国家観では、国家は、個人の生命や財産を守るために、個人の契約に基づき設立されたものであり、国家が供給する財やサービスには「最終的に個人の選好が反映されている。」(里中恆志・八巻節夫編 [1995] (121 ページ) と、考える。

一方、集団主義的・有機体的国家観では、「国家は、個人主義的国家観に見られるような共同の目的を追求する個人の契約を超越した存在」であり、国家が供給する財やサービスは一般的厚生のためであり、「個人的な選好とは直接的な関係を持たない。」(同上、122 ページ) と、考える。

これら2つの国家観は、政府の財・サービスの供給とその財源となる租税負担との関係をめぐる2つの考え方と密接な関係を持つ。2つの考え方とは、利益説と能力説である^{*21}。利益説は、各個人の税負担は、各個人が政府から提供される財・サービスの対価と見なし、国家が供給する財・サービスに個人の選好が反映されているとする個人主義的・功利主義的国家観と密接に関係する。能力説は、各個人の税負担は、各個人が政府から提供される財・サービスの対価と見なすことはできず、各個人の税負担能力をもとにして決定されると考え、集団主義的・有機体的国家観と密接な関係を持つ。

アダム・スミスは、「あらゆる国家の国民は、各人の能力にできるだけ比例して、いいかえれば、かれらがそれぞれ国家の保護のもとに享受する収入に比例して、政府を維持するために貢納すべきものである。」（大内兵衛・松川七郎訳『諸国民の富』^{*22}240ページ）として、能力説的立場（前半）と利益説的立場（後半）を混在させている。

その後の財政学の主流は、課税の原則としては利益説を採らず能力説をとってきた（貝塚啓明 [1996] 67ページ）。ただし、利益説と密接に関連する個人主義的・功利主義的国家観が全くなくなったわけではない^{*23}。

2. 社会政策とフィスカル・ポリシー

19世紀から20世紀初頭にかけて財政学の主流となったのは、能力説と集団主義的・有機体的国家観をもつドイツ正統派財政学であった。その中心的人物のワグナーの思想は、「国家社会主義の立場から資本主義の欠陥を是正し、文化福祉国家の実現を目指した。そのため国民経済の配分の規制を行うため国家の経済活動への介入を認めた。また税制にあっても富裕階級により多くの犠牲を求める累進税を主張した。それは現代の福祉国家につうじるものがあった。」（高寄昇三 [1991] 22ページ）。

財政ひいては財政学を、社会改良政策の中に位置づけるドイツ正統派財政学の考え方は、アダム・スミスに代表される「安価な政府」の主張に対して、「高価な政府」を主張するものといえる。そして、価格機構による経済活動が必ずしも有効に機能しないこととともに、財政が、市場機構に拘束されることなく、機能し得ることを前提としている。

このようなドイツ正統派財政学の立場は、よって立つ基礎が違うとはいえ、1930年代に登場し、第2次大戦後^{*24}に大きな影響力を持ったケインズ財政学やフィスカル・ポリシー論と、共通する点がある。フィスカル・ポリシー論では、ケインズ的なマクロ経済学の中で、政府支出の乗数効果、減税政策の景気刺激効果、公債発行による資本蓄積への影響などが検討された（井堀利宏・牛丸聡 [1992] 30ページ）。

そして、このフィスカル・ポリシー論を、古典派財政学、ドイツ正統派財政学、ケインズ財政学の問題意識を踏まえながら、財政の3機能（資源配分、所得再分配、経済安定）としてまとめたの

が^{*25}、マズグレイブである。マズグレイブはまた、実証財政学とならぶ規範財政学を主張した^{*26}。

3. 公共財の理論と公共選択論

1970年代に入り、不況とインフレーションの併存（スタグフレーション）、財政赤字の拡大と国債の累積など、「高価な政府」の問題点が顕在化し、政府の失敗が強調されだすとともに、ケインズ財政学に対する批判が強まった。その中で、財政学に大きな影響を与え始めたのが公共財の理論と公共選択論である。これは、マクロ的な立場からではなく、ミクロ的な立場から、資源配分の効率性の観点から財政分析を行おうというものである。

公共財とは、消費における非競合性と排除不可能性によって定義される財である（井堀利宏 [1995] 163 ページ）。公共財は、非競合性と排除不可能性のため、市場機構によって供給することができない。すなわち、「市場の失敗」が発生する。そのため、政府部門によって供給されなければならない。つまり、公共財の理論は、政府の必要性を説明する側面をもっている。

しかし、公共財といえども、非競合性と排除不可能性を完全にもつものばかりではない。完全にもつものを純粋公共財といい、不完全にしかもたないものを準公共財という。そして、準公共財の供給には民間部門の参加や受益者負担が強調される。

さらに、公共財の供給を私的財の供給との関連で考察することにより、公共財の最適供給が決定されるのである。つまり、公共財を私的財との資源配分の観点から考察する。ここには、個人の選好を重視し、市場機構によって公共財を把握しようとする傾向がある。

一方、「政府の目的は、現実には公共のためにその社会の構成員の経済厚生を最大にするという理想主義的なものではなく、利害の異なる各経済主体（政党や、政治家、官僚、圧力団体など）の対立を調整しているにすぎないという考え方が最近有力になってきている。このような現実主義的な立場で政府の行動を説明しようとするのが、政治の経済理論 = 公共選択の理論である。この立場では、当然政府の行動は理想的なものではなく。市場機構が完全であっても政府の失敗による非効率性は避けられない。」（井堀利宏 [1995]、184 ページ）とするのが、ブキャナンをはじめとする公共選択論である。

公共財の理論と公共選択論を統一して捉えれば^{*27}、個人の選択を中心として財政を捉えようとする個人主義的・功利主義的国家観にもとづく利益説の復活であり、公平よりも効率を重視する立場の台頭といえよう。

（加藤 一郎）

[注]

- * 1 1990年を区切りにしたのは便宜上の理由が中心であるが、この時期を挟んで内外の大きな変動があった。1989年の東欧の崩壊に続き、1991年ソ連邦が解体した。また、1992年のマーストリヒト条約を契機として、EU諸国は財政赤字の縮小をはじめとする財政再建策に向かった。日本では、バブルの沸騰から、その崩壊へと向かった。本稿では、こうした大きな変動が財政学にどのような影響を与えたかは論じることができないが、何らかの影響を与えたことは十分推測できる。
- * 2 たとえば、次のような指摘がある。「アメリカでは、経済学部の財政学（Public Finance）は、厚生経済学とミクロ経済学をベースとする公共経済学（Public Economics）に純化されてきている。財政の制度や歴史・政策は、経済学部ではなく公共関係学部（School of Public Affairs）や公共政策学部等で、講じられている。つまり、アメリカの財政学は、このように二極分化してきている。これに対し、伝統的に公共関係学部のなかった日本では、財政学は、経済学部で講じられ、理論、制度、歴史、政策を総合したものとして発展してきている。日本で、経済学部で公共経済学を講じる大学が増えているが、アメリカのように財政学に代わるものとして導入されているわけではなく、財政学と併存している状況にある。わが国の財政学はこのような状況にあるため、本書では公共経済学の理論にもっぱら依拠して現象を説明するテキストとはせずに、公共経済学の理論的成果を踏まえつつも、理論のみならず、制度、歴史、政策に目配りした総合学としての財政学を目指している。」（片桐正俊編著 [1997] はしがき i）。
- * 3 そもそも、財政学の対象方法、あるいは財政学とは何かについて論じない（たとえば、今西芳治 [2000] がそうである）、論じてもごく簡単にすますという傾向自体が新しいものではないかという気がするが、それはともかくとして、次のような指摘がある。「財政学 - Public Finance - は文字通りに解釈すれば『公共資金の調達』に関する学問ということになる。実際に財政学者の中には、政府の経済活動の中の収入面を重視し、これこそ財政学の固有の領域であると主張する人達もいた。たとえば、井藤半弥は、財政の基本概念は『強制獲得経済』であるとして、他の個別社会科学と異なる財政学固有の研究領域は財政現象の収入面にあり、経費支出の面は収入との関わりにおいてのみ考察の対象となる、と解している。この解釈に立てば、政府の経済活動であっても『強制獲得性』をもたない市場経済的活動、たとえば公営企業等については、いわゆる経済学や経営学の対象であって財政学の範疇には属さないことになる。逆に、民間部門に属し全員の自由意思にもとづいた組織であっても、中世ヨーロッパの教会のように強制獲得経済の特質をもてば、財政学の対象になる。」「しかし、近年、経費支出の面における研究も財政学者によって幅広く行われてきており、今日一般的には、収入・支出の両面を含めて政府という経済主体が営む経済活動が財政であり、財政学はそれを研究する学問であると言い得るであろう。」（大浦一郎他 [1999] 2 - 3 ページ。）。
- * 4 本稿で取り上げた本の大部分がこの定義を用いている。これ以外の定義としては、「『個人の政府への欲求』と『公共活動の社会的評価』を調整するシステム」（池上惇 [1990] 23 ページ）、「財政学はすべての市民の生活とそのため人間能力（人的資本）の開発および管理の経済・社会・政治システムの循環過程」（遠藤三郎 [1998] iii ページ）などがある。このような定義には、アマルティア・センなどの人間を中心とした経済学の把握、ブキャナンなどによる個人主義的財政論との関連がうかがえる。
- * 5 国家については次のような説明が行われている。「中国語に由来するこのことばは、一般に、一定の領域内の住民に対し統制権を行使する権力機構を指して用いられる。それは、原始時代の部族国家にはじまり、古代の都市国家、専制国家や領国、中性の封建国家、近代の絶対君主国家、市民国家などさまざまな形態を経て発展してきた。しかし、イタリア語の *stato* に由来するヨーロッパ系の類語の用例は、通常、絶対君主国家以降の近代国家、すなわち住民に対して排他的かつ全面的な統制権をもつ主権国家を指している。その意味での国家は、主権（最高権力、sovereignty [英]）の裏付けとなる軍隊および警察組織を独占し、行政を支える官僚機構を備え、通貨の発行、課税や関税などの経済および財政の権力をもつことによって成立する。さらに近代国家が整備されれば、それは成文法によって支配され、独立の裁判所をもつ法治国家、立憲国家へと発展してゆく。英米では、通常、このようにして成立した法、行政、司法の権力機構全体をさして政府（government [英]）と呼んでいる。だが、ドイツや日本では、政府（Regierung [独]）は、行政府のみを指しているのが普通である。」（猪口孝・大澤真幸・山本吉宣・スティーブン・R・リード編『政治学事典』2000年、370 ページ。弘文堂。[高島通敏執筆]）
- * 6 すべての本が、この点を明示的に示しているわけではないが、次の2冊は、明確に指摘している。「財政学の主たる対象となる財政とは、資本主義経済の発展と表裏一体をなす近代市民国家の成立にともって確立した近代財政であって、古代国家、封建国家、あるいは絶対王制時代の国家のそれではない」（肥後和夫編 [1993] 4 ページ）。

「古代国家、中世国家というように、経済活動もまた同じように歴史的に変化してきた。この歴史的な変化を無視して財政一般を論ずることは、事実上何物も明らかにしえないことになる。われわれは、財政学の対象を近代財政に限定する。」「近代財政とは、一言でいえば、資本主義経済の上に立つ財政である。すなわち生産手段の私有と営業の自由を原則とする経済（今日よくいわれる『市場経済』）に立脚する近代国家の財政である。その近代国家は、もともと分権的な封建国家を克服して出来上がったものであるから、本質的に統一的権力の団体である。けれども一面では、近代国家は王と貴族の支配から解き放たれた国家であるから、政治の原理としては民主主義を建前とする国家であり、議会政治の国家である。」（吉田震太郎 [2001] 4ページ）。

- * 7 「はじめに我々が設定した『現代』とは、広義には以上述べたような2度の世界大戦以来の資本主義の変貌と、それに対抗して自ら独自の道をたどってきた社会主義国の発生・崩壊とを含む。しかし狭義には第二次大戦後とくに混合経済として総括される世界各国のほぼ50年間の期間をさすのである。」（森恒夫 [1994] 5ページ）。

- * 8 代表的なものは、次の2つの指摘である。

1920年代の大不況期を契機に展開されて、今日に至っている所得再分配機能と経済安定化機能、「これら2つの機能が肥大化し、市場経済の発展を阻害し、社会全体の資源配分を歪めるようになってきたと非難され、見直されるようになった時代、すなわち第一次石油危機と、為替の固定相場制から変動相場制への移行が起こった1973年以降の時期の財政を、本書は『転換期の財政』として意識している。さらに言うならば、スタグフレーションと国際化の進展のなかで、ケインズ政策の効果が落ち、一人日本を残して先進国では経済安定化機能が積極的に発揮されなくなる反面、一定の経済成長を維持するために、財政再建によって財政赤字からの脱却をはからねばならないが、そのことと高齢化社会を迎えてなお所得再分配機能を維持・強化せざるをえないという課題との両立に苦しむ、21世紀を目前に控えた今日の財政を『転換期の財政』として、本書ではより強く意識している。」（片桐正俊編著 [1997] 7ページ）。

「『広義の現代』とは、第1次世界大戦後、ロシアにおける社会主義革命を契機として、資本主義と社会主義の対立が激化し、第2次世界大戦とその後の冷戦体制が続いた時期、その中で経済成長が持続した時期である。『狭義の現代』とは、1970年代における二次にわたる石油危機を契機として、世界の経済構造が大きく変化して低成長段階に入り、旧ソ連が崩壊し、東西両陣営のそれぞれで大きな政治・経済システムの変化が進行しつつある時期である。」（重森暁他 [1998] 5ページ）。

- * 9 「財政学の内容は中央政府（国）および地方政府（地方公共団体）による経費支払、課税、公債の発行・管理、公営企業等であり、これらの財政現象が営まれるプロセスや、それが国民経済全体の上に、あるいは家計や企業といった個別の経済主体の上に及ぼす経済効果が考察の対象である。」（大浦一郎他 [1999] 1ページ）。

「財政は公共部門の経済活動のことで」「公的部門は一般政府と公的部門に分類される。」（林宜嗣 [1999] 3ページ）。

「財政学の対象となっている財政とよばれるものの具体的な内容は、中央および地方の政府による諸経費の支出、租税の徴収、公債の発行・管理、公有財産の蓄積・管理、および近年その領域をひろげつつある公企業などが、これらを統制する予算制度のもとに運営されている過程をさしている。」（肥後和夫編 [1993] 2ページ）。

- * 10 「公的企業は、独立の運営主体となっているものであり、公的部門といっても民間部門に近い形態」で、「これに対して、一般政府とされているものが、これまで財政学が対象としてきた分野とほぼ一致するであろう。」「財政学は、公的部門の経済を対象とするといったが、そのすべてではなく、ここで述べた一般政府の分野をさしあたり対象とすることになる。」（和田八束 [1995] 5 - 7ページ）。

- * 11 「財政という場合には、通常、国家財政を指すものと理解して良いであろう。」（高橋利雄 [1993] 1ページ）。

- * 12 「政府および政府の代行的な性格の強い中央政府・地方政府・社会保障基金の三者を一括して一般政府（general government）と呼んでいるが、これが財政学の主たる研究対象となっている。この一般政府に中央政府・地方政府の公的企業を加えたものを公共部門（public sector）と呼び、個人および企業が主体となる民間部門（private sector）と対比しながら検討することもおおい。」（里中恆志・八巻節夫編 [1995] 119ページ）。

- * 13 「第二次大戦以後、資本主義国家のなかには基幹産業の国営化が行なわれた国もあるが、そうでない場合でも政府の事業を肩代わりするための公企業ないしわが国の特殊法人のような機関が各国に多数発生した。これらは公経済と私経済との中間にあるグレイゾーンに属するものと考えられており、それぞれの役割も多彩であって一般的な結論を下すことはきわめて困難であるが、事実上現代の混合経済における不可欠の構成要素をなしている。したがって国のレベルでの財政活動を解明するには、これらの機関を含めた公経済と私経済との相互関係を考慮に入れる必要がある。」（森恒夫編 [1994] 5 - 6ページ）。

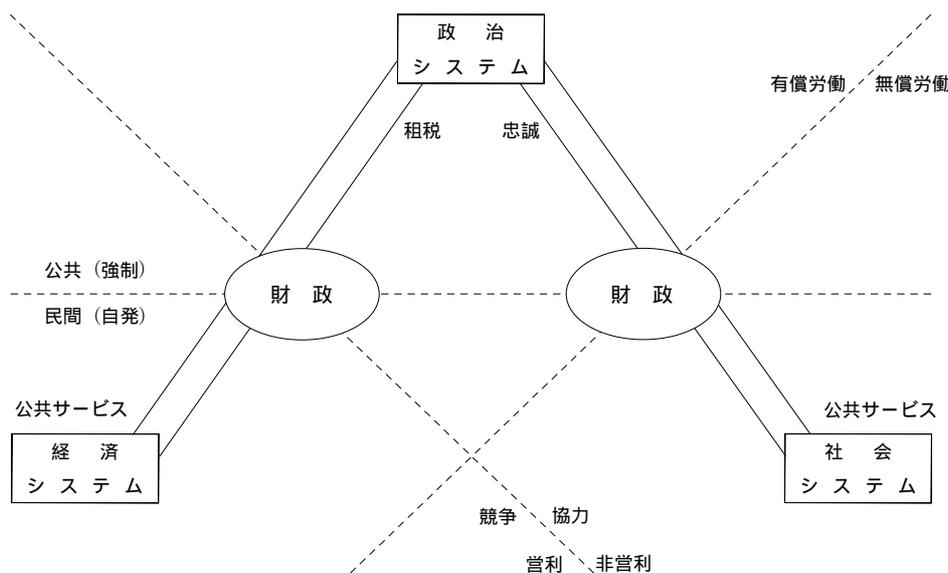
- * 14 「第1は、基本的な活動財源を、租税という形で強制的に民間部門から調達することである。」「第2の特色は、

財政学の対象と方法（加藤）

財政の方向づけが予算編成という政治のプロセスを通じてなされるということである。」「第3の特色とは、政府が供給する公共財においては、個々の受益と負担とが必ずしも符合するものではないということである。」（野口悠紀雄編 [1990] 3 - 4 ページ）。

- * 15 横田信武・森岡一憲 [2000] は、企業や家計と政府の経済活動の違いを、活動目的（社会的要求の充足）、意志決定過程（議会）、活動手段（租税）の3点で捉えている（1 - 2 ページ）。
 - * 16 「財政は政府の経済活動なので、民主主義的に統制されねばならない。すなわち、政府や公務員の勝手気ままに行われれば、人びとは大きな被害を受けることになる。そこで法律でさまざまな制度をつくり、その枠組みのうちで運営されることになる。財政学のテキストでは、多くの場合まず財政制度の説明となるのもそのためである。ここではまず財政民主主義という考え方が基本となる。」（吉田和男他編 [1998] 14 ページ）。
 - * 17 「財政学は政府の経済活動を対象とする学問である。政府活動は、当然のことであるが経済的分野に限らず、政治・外交・軍事などのあらゆる分野に及んでいるが、財政学はそのすべての活動を対象とするわけではない。財政学は、政府が活動する際に生ずる広い意味での経済的な取引に焦点を合わせて分析する。」（貝塚啓明 [1996] 1 ページ）。
 - * 18 「財政がもつもう一つの特長は、社会の下部構造としての経済と上部構造としての政治とのいわば接点ないし媒介項をなすということである。」（小林晃 [1992] 5 ページ）。
- また、神野直彦 [2001] は、社会が政治システム、経済システム、社会システムの3つのサブ・システムから

脚注図1 社旗を構成する3つのサブ・システム



出所：神野直彦 [2001] 32 ページ

成り立つと捉え、脚注図1のように、その3つのサブ・システムを結ぶものとして、財政を位置づけている。

- * 19 「予算規模、個別の政府支出の内容、増減税、公債発行、公共料金等に関する意思決定にあたっては、民間部門の家計や企業のように個々の私的な経済主体の利己的動機にもとづく市場行動としての意思決定とはちがひ、構成員個々の利害や信条の異なる社会の全体としての意思決定を、議会の予算審議、官僚の予算案の策定及び実施段階での裁量、圧力団体の行動等、一連の政治的過程のなかでおこなわなければならない。したがって、民間部門における市場の経済理論と異なる公共部門の経済理論が財政の理論として研究されなければならない。」（肥後和夫編 [1993] 8 ページ）。
- * 20 ここで取り上げる2つの国家観は、本稿で対象とした本で取り上げられている代表的な国家観であり、財政学に影響を与えた国家観はこの2つに限定されるものではない。たとえば、「政府ないし国家は、基本的・本質的には、社会の上部構造としての広義の政治 - 階級支配と体制維持 - のための権力機関をなしている。」（小林晃 [1992]

- 5 ページ) という国家観も、かつては有力な見解であった。
- * 21 「財政学説史上、課税の根拠として利益説と能力説が対立してきたが、利益説はほぼ個人主義的なフレーム・ワーク、能力説はほぼ集団的なフレーム・ワークを採用してきたといつてよい。」(貝塚啓明 [1996] 67 ページ)。
- * 22 アダム・スミス著、大内兵衛・松川七郎訳『諸国民の富(4)』1966年。岩波文庫。
- * 23 「ザックスは、国家共同経済において充足されている集合欲望は、すべて個人欲望に還元されると考え、個人欲望の充足活動が限界効用理論によって説明されるごとく、集合欲望を充足する国家共同経済活動についても限界効用理論を適用して新しい財政学を構築しようとしたのである。さきに財政本質学説のひとつとしてあげた欲望充足方法説は、まさにかかる基礎理論を背景として立論されているのである。」「以上のようなザックスの理論は、ドイツ語圏内では、ヴィーザ(Friedrich von Wieser) などオーストリア学派の一部の学者たちに受け容れられたにとどまったが、むしろ諸外国において多数の後継者が輩出した。なかでもイタリアでは、アントニオ・デ・ヴィチ・デ・マルコ(Antonio de Viti de Marco) を代表に多数の信奉者を獲得し、セリグマンをして『最近のイタリアの財政文献は、その研究の多岐に及び、該博にして示唆に富むこと他のヨーロッパ諸国全体のそれに勝る』と言わしめたのである。また、スウェーデン学派では、ヴィクセル(J.G.Knut Wicksell)、リンダール(Erik R.Lindahl)、ミュルダール(Gunnar Myrdal) が、租税の転嫁と帰着の理論を発展させ、さらにアメリカのセグマリンも集合欲望と個人欲望の転化と還元関係を、原子論的社会組織論に結びつけて説明した。」(西村久・木村守男編 [1993] 30 - 31 ページ)。
- * 24 「第二次大戦後とはりわけこの傾向が著しい。政府は個別的な政策を機に応じて行なうとともに、一国の経済活動を全体として把握し、経済の安定や成長のために民間経済活動のイニシアティブを握ることもあえてするようになった。」「それは単に経済政策にとどまらず、広く社会全体の福祉水準の向上のための計画の策定をも含む。福祉国家という言葉が政府活動の目標として注目されているのも、その一つの現れである。」(野口悠紀雄編 [1990] 7 ページ)。
- * 25 資源配分機能は古典派財政学の問題意識、所得再配分機能はドイツ正統派財政学、経済安定機能はケインズ財政学の問題意識に符合する。
- * 26 規範財政学とは、「どのような政府政策が望ましいのかを一定の価値判断のもとに展開する。簡単にいえば、『経済社会はいかにあるべきか、そのために何をすればよいか』を論じる。ここでは規範 目的 目標という流れで、あるべき姿を論理整合的に研究する。」(渡部尚久 [1998] 10 ページ)。なお、「実証財政学の仕事は、制約条件となる制度を明らかにし、そのもとで政策効果についての経済分析を行うことである。したがって、実証財政学の内容は次のようである。①政府支出と政府収入の制度とその運用を叙述して、分析する。②特定の租税や支出が及ぼす影響を総合的に分析する。問題に応じて、ミクロ分析とマクロ分析の観点が必要となる。③最適な政策の実施可能性について実証分析をする。理論と政策の関連が両者のフィードバックを通じて検討される。」(同上、16 ページ)。
- * 27 「ブキヤナンの1967年の『財政理論 - 民主主義過程の財政学 - 』は、彼自身が掲げているように、『伝統的財政理論からの方法論上の転換』を狙ったものであった。ここでは、公共財の財政的選択に関する、単純な集合決定モデルが提示されているが、この試みの根底には、個人で政治過程への参加を通じて財政的選択を行うという、個人主義的民主主義の仮説が横たわっている。現実の社会制度においては、19世紀以来参政権の拡大を通じて、民主主義的な社会的選択を個人に開放していく過程が展開されてきたにもかかわらず、伝統的な財政論では依然として、その分析のプロセスで、財政的政策の形成が、個人の選択とは全く分離されたまま扱われたのであった。したがって、厚生経済学的財政理論も含めて、彼らの仮説では、個人は究極的な財政選択の権限を持たず、そのために、そこではなんらかの基準の設定には、エクスターナルな規範への依存を必要としたのである。だが、個々の市民に対して、政策決定が外生的に与えられるという伝統的アプローチは、この意味において、民主主義とは異質のものであった。」「いずれにせよ、公共財に関する財政的選択理論は、このようにして、財政方式に対する個人の市場行動上の反応といった伝統的な財政論の域を超え出たフィールドに移ったのである。もちろん、1960年代の個人主義財政論の定式化は、極めて制約的な仮説の上に構成されているにもかかわらず、そこで着手された財政方式そのものの選択や意思決定ルールの研究も含めて、その後の公共選択論の展開へと発展していくのである。」(山之内光躬 [1995] 21 ページ)。

[参考文献]

- 池上淳 [1990] 『財政学 - 現代的財政システムの総合的解明 - 』岩波書店。
池上淳・重森暁編 [1996] 『現代の財政』有斐閣。
今西芳治 [2000] 『財政の理論と実際』勁草書房。
石弘光・飯野靖四編 [1992] 『現代財政のフロンティア』東洋経済新報社。

財政学の対象と方法（加藤）

- 井堀利宏 [1990] 『財政学』新世社。
- 井堀利宏 [1995] 『現代経済学入門 財政』岩波書店。
- 井堀利宏・牛丸聡 [1992] 『基本テキスト4 財政』東洋経済新報社。
- 牛嶋正 [1990] 『財政 第2版』東洋経済新報社。
- 遠藤三郎 [1998] 『現代の財政理論』ナカニシヤ出版。
- 大浦一郎他 [1999] 大浦一郎、菊池威、江川雅司、高橋春天『財政学 [改訂版]』文眞堂。
- 大淵利男・大淵三洋 [1993] 『現代財政の理論』学文社。
- 貝塚啓明 [1996] 『財政学 [第2版]』東京大学出版会。
- 貝塚啓明・宮島洋 [1995] 『財政学』日本放送出版協会。
- 片桐昭泰他 [2001] 片桐昭泰・吉田義宏・兼村高文・星野泉編『財政学』政務経理協会。
- 片桐正俊編 [1997] 『財政学：転換期の日本財政』東洋経済新報社。
- 菊池裕子 [1998] 『はじめて学ぶ財政学』税務経理協会。
- 小林晃 [1992] 『財政学要説』税務経理協会。
- 里中恆志、八巻節夫編 [1995] 『新財政学』文眞堂。
- 重森暁他 [1998] 重森暁、鶴田廣巳、植田和弘編『Basic 現代財政学』有斐閣ブックス。
- 神野直彦 [2001] 『「希望の島」への改革』NHKブックス。
- 高橋利雄編 [1993] 『現代財政学』剋草書房。
- 高寄昇三 [1991] 『財政学講義』剋草書房。
- 竹内洋編 [2000] 『図説日本の財政』東洋経済新報社。
- 西村久・木村守男 [1993] 『入門現代財政』晃洋書房。
- 野口悠紀雄編 [1990] 『財政読本（第4版）』東洋経済新報社。
- 林宜嗣 [1999] 『財政学』新生社。
- 肥後和夫編 [1993] 『財政学要論（第4版）』有斐閣双書。
- 古田精司 [2000] 『リ・ディング・やさしい財政学』中央経済社。
- 本間正明編著 [1990年] 『ゼミナール現代財政入門』日本経済新聞社。
- 本間正明・宮島洋 [1991] 『財政・入門』JICC。
- 増井喜一郎編 [1998] 『図説日本の財政』東洋経済新報社。
- 森恒夫編著 [1994] 『現代財政学 - グローバル化の中の財政 - 』ミネルヴァ書房。
- 山田雅俊他 [1992] 山田雅俊・中井英雄、岩根徹、林宏昭『財政学』有斐閣。
- 山之内光躬 [1995] 『民主主義財政論の生成』政文堂。
- 横田信武・森岡一憲 [2000] 『財政学講義』中央経済社。
- 吉田和男他編 [1998] 吉田和男、林宜嗣、神野直彦、飯野靖四、井堀利宏、小西砂千夫編『財政システム』有斐閣アルマ。
- 吉田震太郎 [2001] 『現代財政入門（第二版）』同文館。
- 米原淳七郎 [1997] 『初めての財政学』有斐閣ブックス。
- 和田八束 [1995] 『財政学要論 [改訂版]』文眞堂。
- 渡辺尚史 [1998] 『現代財政学講義』晃洋書房。